

# 風をよむ

No.88 2008.3.15

編集：共産主義者同盟首都圏委員会  
発行：ウインドベル・ファクトリー  
連絡先：新宿区西新宿7-3-10  
山京ビル503-201

定価300円

年10回刊・送料込：2,500円  
郵便振替：00170-0-655767

## 米兵による少女・婦女子への暴行事件に抗議する県民大会

3月23日(日) 14:00 北谷公園野球場前(北谷町美浜)

## 基地をけとばせ! ストップ! 米軍再編 4・6 防衛省『人間の鎖』

4月6日(日) 14:00、防衛省正門側路上に集合

## ★基地強化を許さない交流集会★

同日18:00(17:30開場) 文京区民センター・3-A 500円

7日(月) 防衛省への要請等を予定

呼びかけ：ヘリ基地反対協議会、沖縄平和市民連絡会、辺野古への基地建設を許さない実行委員会

連絡先：沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック(090-3910-4140) / 市民のひろば(03-5275-5989)

九条改憲阻止・福田自公政権打倒へ! ……2

<寄稿> 九条改憲阻止闘争を権力闘争として発展させよう! 流 広志 ……6

沖縄たよりII ……9

二年目の春を迎える障害者自立支援法  
新自由主義政策による人民収奪に抗して ……10

エクササイズ・外部としての労働者運動13 熊沢誠『格差社会ニッポンで働くということ』 ……12

# 九条改憲阻止・福田自公政権打倒へ！

## 3・23沖縄県民大会―4・6防衛省包囲行動から、5―6月沖縄現地行動、7月洞爺湖サミット、8月最新鋭原子力空母横須賀配備反対行動へ

### 米大統領選にみる転換と変化の兆し

当面する一連の政治闘争の課題と指針に絞って提起する。

米大統領選挙に向けた予備選挙、とりわけヒラリー・ロッドム・クリントンとバラック・フセイン・オバマによる民主党候補者選定の報道が華々しい。米大統領候補としてはじめての女性であること、アフリカ系であることなど、それぞれマスメディアが好んで取りあげる話題性があることは事実だ。とりわけ知名度の点でクリントン候補に大きく劣り、政治経歴の点でも未知数であるにもかかわらずオバマ候補が、リベラル性を相対的に強く打ち出し、広範な青年層の支持を獲得し優位をたもっていることも注目される。これに対する共和党は、ジョン・シドニー・マケインを

指名候補とすることを決定した。同候補は、現在のブッシュ政権に対する批判的言動からしばしば「リベラル」との評価がされるが、むしろ「リアリスト」との評価が妥当であろう。ブッシュ大統領、ネオ・コンなどの支持を取り付けていること、日米同盟重視のアジア外交政策作成にリチャード・アーミテージ元国務副長官が関わっているとされることなどがその証左である。

いづれにせよ、これらことから世界資本主義の中核における転換と変化の兆しを読みとることができる。米帝国主義の単独覇権による世界秩序は、米帝そのものの動揺と没落によって徐々に大きく再編成されようとしている。サブプライムローン問題に端を発し、現在急速に進行しているドル安は、その基礎をなす経済社会の構造的変動の現れであり、そして米国西アジア政策の破綻、イラク侵略・軍事占領の泥沼化がその覇権の衰退

の象徴である。われわれの流儀で呼ぶなら「情報金融独占資本主義・全球化帝国主義」の段階論的な意味での歴史的推転の政治経済学的な意義と展望について、さらに詳細に検討する必要があるが、その作業は改めて別の機会に行うこととしたい。ただ、こうした認識は、一人われわれの主観的願望に基づく独断ではないこと、「新自由主義の一時代」としての理論的対象化の作業は、デーヴィッド・ハーヴェイの一連の著作（『ニュー・インペリアルイズム』『新自由主義』）などによってはじめられていることを指摘しておきたい。

### 劣化・衰弱し続ける与野党―政治の漂流

とはいえ、こうした米政治の報道に引き換え、わが国政治報道は一向に生彩がない。報道に値す

る実態の欠如の反映にすぎないともいえようが、政治変動の予兆を読みとるメディアの批評性の衰弱も明らかであろう。「ねじれ国会」における与野党の対立の推移のかぎりでは、当面総選挙の機会に遠のいたように見える。年金問題、ガソリン税、道路特定財源問題などの国会論議はそれなりに興味深い。政権交代を要求する民主党をはじめとした野党側の国家的ビジョン、グラントデザインが明瞭でないことも明らかであろう。憲法、安保、国防、教育、税制、財政など国家の骨格に関わる政策の提言とこれに基づく論議を展開することができない現実がある。―そもそも軍需商社・山田洋行、日本ミライズからの収賄疑念で逮捕された守屋武昌・元防衛事務次官に関わる防衛省の利権問題、兵器調達に関する米兵器産業との政治経済ルートの解明などの疑惑の追及はどうなったのか？―それはまた、民主党をはじめとする野党のいづれもが根本的な政治変革を真剣に要求する「国民的」基礎を欠いていることの現われでもある。だから昨年参院選後の、「福田・小沢」大連立構想のような事態が生じたのである。そしてまた、国会における対立のあれこれも党利党略の類としか見なされないものである。

われわれは「新自由主義の一時代が終わった」ことを、昨年以來くりかえし指摘してきた。その意味するところの理論的検討作業については、先に述べたとおり、今措くとして、政治的評価の点で最小限度の補足をしておく必要がある。われわれは主要国の政策の性格について次のように述べた。「経済政策については結局のところ、新古典派

か、ケインズ派かというものの反復で、ただ、その組み合わせの仕方には匙加減があるということだ。これに組み合わせ、権威主義的国家主義の範囲で、リバータリアンからコミュニタリアンまでの振幅で政治統合の政策選択が行われることになる。もちろんそれは、支配階級が延命しつづける目的の限りのことであって、『第三の道』などというものはないのである。』（『風』八三・八四号）こうした指摘の、資本主義の歴史的段階規定の展望の中での位置づけが問われる。

新自由主義・グローバリゼーションがもたらした世界的な意味での南北格差、各国における国内経済格差が結果した政治統合の破綻、社会の不安定化を糊塗するために、各国支配階級は、当面ケインズの経済政策の部分的採用による、これまでの新自由主義―新古典派経済政策の見直しに向かうことは間違いない。しかしそれは、かつての国家独占資本主義段階への回帰を意味するものではなくない。BRICsの台頭が示すように、国家社会主義国を含む周辺部大国の世界市場への包摂と、これによって資本と結合した低賃金労働力が世界の生産工場となつて、むしろ今しばらくは、生産する以上に消費する米経済に向かうマネーの流れ―「帝国循環」と、情報金融独占を主要な蓄積形態とする現在の資本主義の成長を牽引することが予測される。資本主義の中心部では、労働者階級の社会経済統合には、当該社会の歴史的伝統に従って、「労使共同決定」ないしは個人ごとの「社会契約」の理念と制度が用いられることになる。

### 権威主義的国家主義における危機―国家統治、政治的正統性の喪失

かつてのベトナム戦争とドル撒布が、ドル危機と国際管理通貨体制の崩壊を招いたように、この瞬間にも増大しつづける米経済の債務累積と、イラク侵略戦争政策の失敗が、いづれ現在の国際的な政治経済秩序（米国単独覇権と事実上のドル本位制）の大規模な破綻にいたることは避けられない。現在のサブプライムローン問題にはじまり、ドル下落にいたる事態はその予兆である。だが、戦略資源確保と、世界的な政治経済の覇権防衛に向かつて、現在の米軍再編に集約される米軍・軍事外交路線は、いまなお進行しているのだから、同時にこれを首尾よく貫徹するための国内統治が問われてもいる。来る米大統領選挙の本質的な意味での争点はここにある。従って究極的な意味では、民主党内の対立であれ、民主党と共和党との対立であれ、実は有意の差異はないのである。この事情は米国に追従するわが日本国家をはじめ、ほかの帝国主義本國においても同様である。単純な市場万能主義や「小さな政府」賛美、そしてこれらの道徳主義的補完物としての右翼・保守主義が、一方では労働者人民の「既得権益」攻撃・支配階級のもとへの回収という役割を終え、他方その嘘や偽善が生活の現実においてことごとく破産し、退場せざるをえなくなったということに止まるのである。

だが、問題はこれで終わらない。世界的一国的な意味での格差の拡大、すなわち階級分裂の深ま

る社会の政治的な統合のために必要な対抗的政治代表関係が成立しないこと、二大政党内閣や、保守とリベラル・社民との対立がうわべだけのものしか見なされなくなれば、世界秩序や国民国家における代表制民主主義は政治的正統性を失い、むき出しの暴力以外に統治の方法は成立しなくなる。一国的にみれば権威主義的国家主義における国家の危機がこのような現れる。

### 「第三極論」は二大政党内閣の左翼的補完物か

わが国社会では、自民党、公明党、民主党という、等しく資本主義社会を支える対抗的政党内閣から排除された、共産党、社民党などの旧「革新」政治勢力やその急進主義的追随勢力が事実上の第三極を形成するという実態がある。これを護憲平和勢力として意識的に形成し、その政治目的に向かつてヘゲモニーを形成するべきとの主張もある。われわれはこの種の主張について、原則反対である。当該ヘゲモニー主体の内実が曖昧だからである。まず資本と国家を否定する主体の結集からはじめなければならない。これがヘゲモニー主体となつて、はじめて改良主義、民主主義、資本主義の消極的支柱の政治利用が可能となる。この核心を欠いては結局ヘゲモニーなど実現できず、二大政党内閣の下での政治的正統性の欠如を覆い隠す「左翼」的補完物となるしかない。まして最終的な解体状況にある旧新左翼の延命の手段とするなら沙汰の限りというほかない。

資本と国家の廃絶を求め、共産主義運動を推進するのであれば、労働者階級・勤労被搾取大衆の政治・社会変革の要求を根本から組織し、これを権力闘争へと形成すること、支配階級の国家権力に正面から向き合い、これを打倒しプロレタリア階級独裁の権力に置き換えることが求められる。この展望のもとに国家権力に関わる一連の政治課題を全人民的政治闘争として形成するところからはじめなければならない。この実践を基礎として、現状の議会政治への関与も明確なものになる。当面する米軍再編反対、九条改憲阻止、沖縄人民自立解放連帯の、相互に密接に関連し合う一連の政治闘争を、この立場から取り組むことが、われわれにとつての試金石である。ここからさらに七月洞爺湖サミット、総選挙への取り組みも配置されてくる。わが国社会にあまねく充満する、搾取、貧困、差別、抑圧への不満と怒りを、革命的政治路線の水路に引き込み、人民多数の公然とした自由と解放の闘いに組み立てることが求められている。

### 米軍再編の急速強行によって多発するさまざまな事件事故

わが国社会の現実においては、米軍再編の急速強行によって、さまざまな事件事故が続出している。

さる二月一〇日には、在沖縄米軍海兵隊キャンプ・コートニー所属のタイロン・ルーサー・ハドナット二等軍曹による性暴力事件がおきた。また

しても、である。毎度繰り返される口先だけの反省など全く役に立たないことは明らかだ。侵略のための軍と軍人の構造的属性としての反人民性の証左に他ならない。この事件は氷山の一角にすぎない。周知のとおり「強姦罪」は親告罪であり、後日この事件の被害者は告訴を取り下げてしまった。こうした事態を放置しつづけるわが国の政治と社会の責任が問われているのである。しかもその後、「反省のための外出禁止令」が一部で出されているにもかかわらず、沖縄では同様の性格の米兵による事件が、枚挙にいとまもないほど続出している。

二月一九日には千葉県南房総市・野島崎沖で、海上自衛隊イージス艦「あたご」が、新勝浦市漁協所属の漁船に衝突し沈没させる事故を起こした。漁船に乗り組んでいた漁師の父子が行方不明となっている。イージス艦「あたご」は一月二二〜二十五日にハワイ沖での対空ミサイル発射試験を行い、海自横須賀基地に向かう途中であった。事故報告の遅れや虚偽性、手続の問題性などが、ことさらに政府の危機管理の弱さとして取りざたされているが、全くの筋違いである。より強い政府と軍にすれば事故は起きないというのか。ここでもまた自衛隊日本帝国主義軍隊の反人民性を徹底的に糾弾し暴露しなければならぬ。

これらの事件事故多発の原因が、米軍再編に伴う日米軍事同盟の急速な強化にあることは明らかである。その一環としてPAC3の強行配備が首都圏で次々と行われている。日本版・弾道ミサイル防衛(BMD)計画の実行であり、〇七年三月

三〇日に埼玉県の航空自衛隊入間基地に最初に配備され、今後、一〇年度末までに全国で計一六ヶ所に順次配備される予定とされる。沖縄の事件と同日行われた岩国市長選挙では、米軍基地強化拡張に反対する現職・井原勝介候補が二千票たらずの差で惜敗した。しかし、基地強化拡張反対の闘いは続く。沖縄・辺野古沖新基地建設、高江ヘリパッド建設も着々と進められている。さらこの八月には米軍横須賀基地に、最新鋭原子力空母ジ

ョージ・ワシントンが配備される。この米軍再編と日米軍事同盟の強化こそが改憲攻撃の実質的なものである。来る三月三日には米軍に抗議する沖縄県民大会が行われ、四月六日には防衛省包囲行動、二六日には反戦闘争実の集会・デモが行われる。五月一〜六月沖縄現地行動、六月改憲阻止集会・デモ、七月洞爺湖サミット関連行動、八月原子力空母ジョージ・ワシントン横須賀配備反対行動に

いたる高原状に続く政治闘争を、さらには九条改憲阻止、福田自・公政権打倒を目標とする総選挙への取り組みを、職場地域から準備しなければならぬ。この闘いのなかで今日の権力闘争をになう主体の布陣、党・統一戦線のあり方も見えてくる。もてる力のすべてを投入してこの〇八年春季・夏季の闘いをやりぬこう！  
共産主義者同盟(首都圏委員会)とともに闘わん！

### 寄稿

# 九条改憲阻止闘争を権力闘争として発展させよう！

流 広 志

共産主義運動『年誌』は、憲法問題に関する共同声明を作成した。私もその発意に加わっているわけだが、もちろんこれは憲法論議や

改憲阻止闘争の発展に資する議論の一つの契機になればという思いからである。このレベルでは一致したが、論点はいろいろと残され

ており、引き続き議論していくのは当然のことである。今後の議論の発展に資するため、憲法問題についての私見をいくつか述べさせていただきたい。基本的な問題意識は、反改憲闘争を権力闘争としていかに闘うかということである。

憲法問題は、憲法体制すなわち権力問題をはらんでいる。憲法は国の形や権力を規定し、他の法律や行政命令や自治体の条例に優越する最高法規である。日本国憲法は、立法権・司法権・執行権の三権の内立法権力の国会を最高の国家権力機関と規定している。公的権力として、人民に対して命令し強制し拘束し処罰することができる機関として、三つを認め、その最高のものを立法権と規定しているのである。国会議員も裁判官も行政官も全て官僚・公務員である。権力は、国が課するところの強制や命令を決定し規定するが、それは、憲法にもとづくところの権利であつて、その規定を超えない範囲でのごとくとされている。もちろん、権力の法的表現と実際は違ふ。また、日本国憲法前文に、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」とあるように、憲法は憲法を超える人類普遍の原理に基づき、国権は「国民主権」の下にあるということを明記している。かかる人類普遍の原理に反する憲法を持つことは許されないと述べているのである。保守的改憲派は、人類普遍の原理という憲法の基礎を日本民族の歴史と伝統と文化の価値に置き換えようと狙っている。

また、日本国憲法前文には、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とあり、過去の戦争の反省の上に立つこの理念に基づいて、第九条「日本国民は、正義と秩序を基調とする

国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。／2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という規定が設けられた。この九条こそ、「普通の国」化を求める保守派の「改憲」の中心のターゲットである。したがって、改憲阻止闘争が九条改憲阻止を中心に対峙するのは当然である。

それに対して、『アソシエイトニューズレター』二〇〇八年一月号の「戦後左翼の没落」という文章で西尾洋祐氏は、「冷戦が終わつても、日本の周辺諸国が全て軍隊をなくす、ということは全く生じていないのであるから、日本政府に対して全ての軍力放棄を要求している、九条「守れ」と唱えているだけでは、国民多数の支持が集まらないのも実は当然のことなのである」(六八頁)という。氏は、護憲勢力の没落ということを国民多数の支持がないということに求めている。氏は、それを、日本共産党と社民党の議席現象や支持率低下から語っている。ところが、改憲に積極的な『読売新聞』の世論調査でさえ、ここ数年、改憲賛成派は減少し続けており、また各種世論調査では、九条改憲支持派は過半数に達していないのである。これは、社共の支持率の低下傾向と九条改憲問題への国民の態度の間に一意的な関係がないことを意味している。

また、氏は、三来、憲法九条は侵略戦争を行った日本において、アメリカを中心とする連合国の占領政策を円滑に進めるために天皇制を残存させ、その日本国民に対する精神的権威を利用する代わりに、排外的、侵略的側面を顕在化させないようにするべく、日本の軍力保持を完全に否認するという趣旨で設けられた規定であり、かつ、日本本土防衛のための沖縄米軍基地の存在とも一体となつたのであつて、決して手放しで肯定できるようなものではない(同)という。GHQと日本政府にそのような狙いがあつたのは確かであるが、他方で、国立国会図書館のHP内の『日本国憲法の誕生』にあるものだけでも、四〇ほどある憲法草案をどう見るかという論点

を立てられる。とくに、「憲法研究会」の草案は、GHQ草案に大きな影響を与えたと言われている。これらの憲法草案の多くが自主的に日本人の手で書かれ、そしてその一部は、GHQ案にも採用され、さらに憲法審議の過程で、GHQ案にもなかつた生存権保障の規定を採用させたことなど、日本国憲法が全てGHQと政府の間で決まつたというわけではないということにも目を向けておくべきである。

確かに、日本国憲法は、大日本帝国憲法を改正して帝国議会で成立し、天皇の御名御璽を付して公布されたもので、人民自身の手で作られた革命的憲法ではない。憲法前文の国民主権という人類普遍の原理が、ブルジョア民主主義の抽象的テーゼに過ぎないことも確かだ。しかし、この人類普遍の原理は、天皇主権に対しては明らかに進歩的であり、その点で人民闘争の大きな武器として使えたのである。もちろん、それは一面では、欺瞞的であり、幻想の下に真実を隠す役割を果たしている。

氏の言う日本共和国憲法制定・日米安保条約廃棄と九条改憲阻止闘争を対立させることには賛成できない。九条改憲に反対する多数世論には、平和への願望、戦争反対の意思などが含まれているし、それはイラク侵略戦争などの帝国主義の戦争に対する否定の感情を含んでいると考える。帝国主義的侵略戦争に対する反対の感情の表現として、九条擁護の態度が形成されている面もあると思うのである。したがって、この闘いを国際主義的な闘いとして高めていくことが必要である。その時に、世界共和国のスローガンは、九条を世界へとという反戦のスローガンと結び付けられれば、具体的な内容を備えたものとなるはずである。世界共和国憲法には九条の理念が掲げられるべきだろう。

次に、権力問題としての憲法問題について、ケイデイス・金森会談で確認された「金森六原則」は、「第一 従来の天皇中心の基本的政治機構は新憲法では根本的に変更されてゐる(従来の天皇中心

の根本的政治機構を以てわが国の国体と考へる者があるが、之は政体であつて、国体ではないと信ずる)。第二 現行憲法に於て国民意思は天皇により具体的に表現されるが新憲法では然らず。(新憲法では国民意思は主として国会を通じて具体的に表現される)。第三 天皇は新憲法に於ては象徴たるに止まる。象徴の本質は天皇を通じて日本の姿を見ることが出来る。と云ふことに在るのであつて、国家意思又は国民意思を體現すると云ふやうな意味をもたない。第四 現行憲法では天皇は何事も為し得る建前になつてゐるが、新憲法では、憲法に明記された事項以外は何事も為し得ない。(法律を以て其の権限を追加することも絶対に出来ない)。第五 現行憲法に於ける天皇の地位は天皇の意思又は皇室の世襲的意思に基くものと一般に考へられて居たが、新憲法に於ては天皇の地位は全く国民主権に由来する。第六 政治機構とは別個の道徳的、精神的国家組織に於ては天皇が国民のセンターオブデヴョーションであることは憲法改正の前後を通じて変りはない。(国体が変わらないと云ふのは此のことを云ふのである。)'というものである。第六にあるデヴョーションは、devotionであり、信心・信仰・帰依という意味がある。天皇制は、政治体制とは別の道徳的精神的国家組織の中心というところがこの会談で原則として合意されているわけである。それが、政体は変わつたが、国体は変わらないということの意味である。

氏は、天皇条項を「大日本帝国憲法」の残滓とし、その廃棄を過去の遺物の清算としか考えていないようだが、天皇制は、道徳的精神的国家組織の中心であり、国家機構の一部、すなわち、権力機構の一部である。政体としては立法権を最高権力とする三権分立体制であるが、国体としては四権だということである。したがって、その廃絶は、権力闘争・権力変革の闘い抜きにはありえない。日本共和国化や世界共和国化ということをやらば、国体変革の権力闘争・権力変革闘争を提起しなければならないのである。「日本共和国憲法」制定を掲げていればそれで天皇制がなくなるわけでもない。戦争がなくなるわけでもない。それには、支配階級との政治

闘争が必要である。日本の支配階級は、新安保によつて地球上どこでも日米一体の軍事行動を行えるような体制を早急につくり、人々をその戦争に駆り出そうとしている。それに対して、氏は、最初から白旗を掲げているように見える。

氏は、天皇条項の廃止を主張しているので氏の構想する日本共和国憲法には天皇条項はないはずだ。九条については、軍隊廃棄は非現実的だと言っている。軍隊の保持と侵略からの防衛という任務を明記することだろう。世界共和国に適合的な集団的安全保障体制をつくるというのだから、集団的自衛権も明記することだろう。しかし、侵略一般に対する防衛という氏の一般的防衛論は、民族国家的な民族利害の防衛あるいは拡大という国益論からする防衛論との違いが明確ではない。近代国民国家はア・プリオリに侵略的だから、それから防衛しなければならぬというのであれば、なんのために世界共和国を目指さなければならないのかがわからない。世界共和国は、民族・国民国家の廃絶の上に成立するものである。そこには、国益を超える普遍的利益が存在しなければならぬ。氏の文章では、その利益が明らかではない。

西尾氏のように、護憲派なで斬り、対案は、「日本共和国憲法・世界共和国」一般では、どうしていいかわからない。私は、九条改憲阻止闘争で改憲派と具体的に政治闘争を闘う中で主体を育てつつ、そこから、未来を展望していくしかないと考え。その中で、世界共和国のスローガンや日本共和国憲法制定のスローガンが、実践的な討議課題として受け止められることがあるかもしれない。それには、氏が、九条改憲阻止闘争に実際に実践的に関わることを通じて働きかけるか、世界共和国なり日本共和国憲法制定運動を大衆運動として展開する必要がある。共に闘いその中で自説を広めるか、

独自に進むかである。九条を世界へという動きはすでに韓国・アメリカなどに広まりつつあり、共鳴者を世界に増やしつつある。「九条の会」「九条ネット」は拡大中である。それを批判する以上は、それ以上の影響力をもつ「前衛」的運動を氏自身が先頭に立つて作らねばならない。

私は、共産主義運動の発展と結びつけて、九条改憲阻止闘争を発展させるという立場である。それには、憲法問題が権力問題を含んでいる以上、これを権力闘争として闘う必要がある。私の社共などの護憲派への批判点は、それが無いことにある。それは、西尾氏も同じである。軍隊は、支配階級が被支配階級を支配に従わせるための強制力であり、暴力装置である。これを廃絶することは共産主義運動の一つの大きな目標である。それに対して西尾氏は、国民国家の軍隊は、他国からの侵略からの防衛のためにあると言っている。沖繩戦での日本軍の住民への集団自決の強制を曖昧にするという教科書記述の書き換えに反対する沖繩県民の怒りが爆発したばかりだ。このように、軍隊の本質を見誤っては、どうしようもない。等々。

以上、『風を読む』編集部より、憲法問題をめぐっての投稿を求められたことから、いくつかの論点について、私見を述べた。西尾氏の文章をたまたま目にして、いろいろな論点が浮かんだことから、氏の論考を借りて、憲法問題について論じることにした。憲法問題がこうした広がり多様な論点を持ち、議論の対象となる課題であることを氏の文章は証しているものであり、そうした点で、憲法論議に貢献している。氏の論をなで切るつもりは毛頭なく、問題提起の一つとして、憲法論議の発展のために使わせていただいただけである。編集部には、かかる機会を与えていただいたことを感謝します。

# 沖繩たより

2月10日、米兵による女子中学生性暴力事件が起きた。その8日後には名護市で住居侵入事件、沖繩市でフィリピン人女性への性暴力事件が起きている。95年小学生性暴力事件以降も表立たない数知れない事件が政府・県政においてないがしるにされ続けた結果、と言えるだろう。

少女性暴力事件への謝罪に来庁した四軍調整官に対し仲井真知事は笑顔で握手し感謝の上に見送ったようだ。29日、被害者の告訴取り下げにより、那覇地検は海兵隊員2等軍曹を釈放した。被害少女は「そっとしておいて」と語ったと聞く。伊波・宜野湾市長の「犯罪事実があるのに、親告罪という理由だけで裁けないのはやりきれない」という言葉に尽きる。少女を揶揄する記事を載せて喜ぶ日本メディアのスクランダルリズム、「事勿れ」のままやり過ぎそ

うとする政治家や官僚には、こうした「事件」への憤りが欠落していると言わざるを得ない。いずれまた繰り返されることになる。23日には「米兵によるあらゆる事件・事故に抗議する県民大会（仮称）」が、午後2時より北谷公園野球場前広場で予定されている。仲井真知事、自民党は不参加を決め込む。

在沖米兵事件の問題は、いくつかの位相で考える必要があるが、そもそも「海兵隊」とは地域防衛のための軍隊ではなく、戦略的に配置された「殴り込み部隊」のことである。朝鮮・ベトナム・中東等への侵略戦を担った。特に沖繩に来る海兵隊員は訓練兵が大半を占め、長期在留する者は少ない。過酷な訓練の一方で、豊かな生活を保証された「思いやり予算」がうむ「腰抜け黄色猿」「感謝される自分」という愚かな幻想は、精

神のアンバランスを助長させる。2001年に金武で起きた痴漢事件に際して、指令者たる中将が「抗議する沖繩の議会連中はバカだ」と部下に送ったメール問題は、在沖米軍の資質を物語る。今もなお、彼らは血で購った「戦利品」として「沖繩」を捉えている

一方、防衛省・自衛官の不祥事が相次いでいる。守屋次官の逮捕をはじめ、防衛施設工事の入札を巡る収賄容疑、海上自衛隊イージス艦「あたび」の漁船撃沈事件、自衛官による犯罪や自殺はあとをたない。警察・官公庁も同様である。それは諸権力内部での抗争を伺わせ、規律・大義の損なわれた暴力性のある組織は傲慢と俗欲が暴走することを曝している。自組織の保身にのみ終始し、被害を受けた者への誠意ある謝意など期待することもできない。

親米新自由主義諸政策により地域と生活のセーフティーネットは崩れ、政治・官僚の腐敗が顕著になり、社会に二ヒリズムが拡がるという、ま

るで絵に描いたような世界にある。

岩国市長選での誘致派の勝利は「米軍再編推進法」の賜物であると同時に、北朝鮮と中国に対する「危機意識」の表れという一般感覚の面も考えなければならぬ。2006年の天願橋橋でのPAC3搬入阻止闘争の際、「北朝鮮が爆弾飛ばしたらどうすんのよ？」と数名の若い女性が訴えてきたことも思い出す。あるいは大阪府知事選での橋下氏の圧勝は、芸人票であると同時に既得権益への攻撃を期待した感覚と取れなくもない。どこにもプラスの感覚はない。中国産冷凍毒餃子問題にしても、福田首相の中国弁護を信頼する者はいない。健康食とメディアのブーム捏造も同様だろう。

生活の逼迫と猜疑心、これほどシステムにとってコントロールしやすいものはないが、コントロールしようとする側が未期的にあることで、更に市井の猜疑心は増す。90年代に若者分析ブームとして

持ち上げられた「社会学」は、観念論の梯子はずしをした。「機能的な知」とは何か、つまり左派系統の言説は現実への処方箋にならない。「機能的な知」どころか、誰のための運動なのか分からないのなら意味がない。

外務省の役人であった佐藤優氏は、労働者・資本家・地主階級に加え、官僚階級というものを考える必要がある、それに抗する「正義闘争」と「政治闘争」の両軸がそれぞれ必要だと言う。「正義闘争」とは、「社会学」が梯子をはずした観念左翼を含むが、もともとは高江や辺野古をはじめ踏ん張り続ける地元の闘志のことであり、「政治闘争」は具体的政治力学についての問題だろう。安易な抽象化は問題性を逆に曖昧化させる。個にべったりしただけのものは出来事の背後にある構造を見失わせる。社会変革のリアリズムを、「正義闘争」と「政治闘争」の両軸から生み出す必要が、今ほど問われていることはない。(黒越)

出する必要が、今ほど問われていることはない。(黒越)

## 二年目の春を迎える障害者自立支援法

# 新自由主義政策による人民収奪に抗して

障害者自立支援法が多くの障害当事者の反対を押し切ることから、強行施行されて、この春で2年目になる。法案の段階から懸念されていた、多くの問題が現実のものになり、障害者、親族、介護労働者の怒りが度重なる集会やデモを組織した。そのため政府は、度重なる緩和策を連発し、運動の側に譲歩せざるを得ない状況にまで追い詰められた。

しかし、新自由主義的なこの制度の骨格自体が、また政府のそうした真の思惑があからさまに問題にされ、障害施策の路線転換にまで追い込むことが出来たのだろうか。

### 自立支援法廃止を 求める根強い声！

一昨年秋の障害者自立支援法の全面施行直後には、政府による利用料負担減免や事業者への補助などを柱とする総額1200億円の円滑実施特別対策費の計上が行われ、当事者や世論の批判をかわそうとした。しかし、障害者自立支援法導入当初の障害者の所得保障政策は棚上げにされたままで、食費や利用料に支払いの負担から通所を控えざるをえないといった状況は続き、特に障害児を抱える若年世帯の実質的な負担増もほとんど軽減されず、制度にたいする不安や不満は根強い。また施設や事業者に対しても日割単価の導入による減収を従前比8割保障から9割保障にまで引き上げるなどの対策が取られたが、福祉業界

全体の労働者離れは一向に改善する気配もなく、昨年起きたコムスン事件以降、各メディアで福祉労働者の低収入かつ苛烈な労働環境がたびたび報じられるようになった。

また、昨年の夏の参議院選挙で自民党が大敗を喫し、9月の安倍元首相による政権放棄、福田政権にいたる過程で、格差問題が大きく取り上げられ、福田政権は、総裁選の段階で障害者自立支援法の抜本的見直しを公約せざるをえないという状況にまで追い込まれた。もちろんその直接的な背景には、すでにねじれ国会状況の中で民主党が障害者の所得保障と自己負担の凍結、事業者に対する財政支援等の暫定措置を盛り込んだ、障害者自立支援法の一部改正法案

の提出準備を進めており、広い意味では与党によるねじれ国会・民主党対策という動機が濃厚なものであることは論を待たない。

福田政権は、9月にも「障害者自立支援に関するプロジェクトチーム」なるものをいわか仕立てて、年末には、見せかけの「障害者自立支援法の抜本的見直し」を与党合意し、その内の「緊急措置」を今年度予算に盛り込んだ。（これについては後で詳しく述べる）。

こうした状況の中、障害者自立支援法が強行採決されて丸二年を迎えた昨年10月30日には、「私たち抜きに私たちのことを決めないで！今こそ変えよう！『障害者自立支援法』10・30全国大フォーラム」

### 自己責任論なる福祉 切り捨てを許すな！

障害者自立支援法は、そも

そも90年代の介護保険制度の創設とそれに伴う「社会福祉基礎構造改革」による戦後社会福祉制度の新自由主義的再編に端を発したものであり、これに沿って、「措置」から『契約』へを合言葉に支援費支給制度が03年に導入され、さらに身体・知的・精神の三法を統合した障害者自立支援法による三障害統合の介護・訓練給付制度の導入が進められてきたものである。この戦後社会福祉体制の転換が企てられた当初から、障害福祉政策に対する政府の基本的な要求、及び介護保険制度の眼目は、社会福祉事業の総保険化であり、より「普遍的」な介護保険制度として関係する障害者施策をこれに統合することであり、またそれにより保険料徴収を「全国民」に課すことである。

支援費支給制度の導入から障害者自立支援法制定にいたる過程で紛糾した財政不足問題イコール支援費制度欠陥論は、結果的に見れば介護保険制度への統合の為の演出にし

か過ぎず、それが時期尚早と見るや否や、予定通りに出来る限り介護保険制度に近い法整備と制度としての障害者自立支援法を急ぎ、あいだに噛ませただけのように見える。

事実、居宅介護の報酬単価やケアマネジメントの導入、介護保険の認定審査会や要介護認定の際に用いる判定ツールの援用などの障害程度区分認定の仕組み、世帯にたいする原則一割（負担）の利用料、食費などのホテルコストの徴収、通所・施設系への日割報酬単価、など上げればきりが無いが、これらはいずれも介護保険制度への統合が出来るようにと下駄をそろえただけのことなのだ。

過去に三度もこの介護保険への統合が当事者などの強い反発により葬り去られたにもかかわらず、いかに政府や厚労省がこれに執着しているかは、昨年5月21日に介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議によって出された「中間報告」を見れば一目瞭然である。

こうした保険化の狙いは、事業の主体を民間資本に委ね、国民を「福祉サービス」の消費者・購買者（及び潜在的なそれ）とすることで、究極的には福祉にかかる国民国家的な権利義務関係をサービス商品の提供者と購入者とのそれに置き換えることであり、それにより福祉自己責任論を国民に強制し、利用料と保険料とを国民に負担させ、さらにこうした福祉の市場競争原理化による「コスト抑制効果」による更なる財政支出の削減にある。利用料と保険料を吊り上げれば吊り上げるほど消費者心理は加熱し企業間競争も激化し更なるコスト安競争に文字どおり拍車がかかり、より一層の財政削減につながるはずである。

厚労省の役人などは、裁量の経費であった支援費制度から大きく前進した成果として、義務的経費化を挙げているが、これは利用料の原則一割負担の対価であり最終的に保険化するのであれば、政府にとってはむしろ嬉しい

改訂、障害程度区分認定の見直し、「工賃倍増5カ年計画」、障害基礎年金の増額、「介護保険との統合を前提」としないうこと、等々。

出せるものはすべて出すが、原則一割負担と日割報酬は、絶対に譲らないという立場である。民主党の暫定措置法案も「暫定」でしかなくまったく信用出来ない。民主党は一割負担の凍結案を触れ回っているが、これとて所得保障の実現まで、となっていない。ここまでかたくなな姿勢を目的の当たりにすると彼等がいかに将来的な介護保険制度との統合「普遍化」にかけているのかが、透けて見えるというものだ。

我々は、政府や与党のこうした懐柔策に一喜一憂することなく新自由主義政策による人民収奪に断固として闘い、その闘いを通じて地域で、現場で連帯の陣形を固めよう。

\*\*\*

エクササイズ・外部としての労働者運動13

「私たちの手で組合運動を」

熊沢誠『格差社会ニッポンで働くということ』(岩波2007)

喧しかった格差社会論であるが、階層社会論そして極めつけの階級社会論が登場するに到り問題は鮮明になってきたようだ。

そもそも評者は「格差社会論」には興味を惹かれなかった。ただ、格差(社会)に対抗する労働者・労働運動の不在という現実が、ほとんど語られなかったことに示される「労働(組合)運動の衰退」の底なしの深さに今更ながら愕然とした。そこで、熊沢誠の登場である。

第一章「労働のパノラマ」から始まり、第二章の「格差と不平等をみる視点」へと論を進める著者は、「その(格差社会の)要因はなによりも、雇い方・働かせ方に関する企業労務の特徴的な展開と、それによって強いられる競争にやむなく一人ひとりで適応しようとする労働者のビヘイビア」に対しての問いかけから始める。そして生産過程の労働者とその労働態様による分類と分析を基礎とし、仕事と貧困の分析を通して、「機会／結果の平等」について言及する。「機会の不平等」は「いわれなき差別」と見なされ、その説に「世論も政界も合意」しているが、「結果の不平等」に対しては、あの自己責任論の蔓延に象徴されるように「いわれある格差」として放置されていると、批判する。

しかし、著者は一歩踏み込み、「機会の平等」の是正が、そして「上昇競争―出世機会の拡大」が、「今の仕事・職場で発言権を拡大し生活を向上させようとする闘いの思想と、それに不可欠な連帯を弱める関係」が生まれる、と指摘する。いわゆる「勝ち組／負け組」である。そして次のように持論を語る。

「労働者が経営者になれる道が開かれるのは民主主義的かもしれないけれども、経営者の意のままにならない労働者が層として存在する事のほうがかつと根底的に民主主義的なのです。」と。

「もつとも直接的に格差社会の形成に寄与したのは、労働の面では、政権の規制緩和政策と呼応した企業レベルの人事・労務管理の変化でしょう。」とし、膨大な非正規労働者を生み出した雇い方と、賃金決定の変化を指摘する。後者に関しては「支払能力」論の定着(春闘相場の完全崩壊)と、能力主義・成果主義に基づく個人別賃金(究極の属人給)をあげる。

そして「格差の全体構造とその受容」について、著者は大企業―中小(零細)企業といった「規模別格差」(第三章)、能力や成果といった「個人別処遇格差」(第四章)、そして正規非正規という「雇用形態別格差」(女性―第五章、青年―第六章)を語る。

規格外格差については、格差の少ないヨーロッパ(産別・職種による規制の存在)に比する、技能別・職種別賃金の標準化に取り組まない日本型企業内組合の特異性を明らかにしつつ、「同じような仕事をする労働者の賃金はどこで働いても同じ水準であるべきだ」と批判する。続けて熊沢は「インターナショナルな規範性の欠如から、日本の労働者は、巨大な企業規模間賃金格差、業務委託した関連企業の労働者の低い処遇、……非正規労働者の差別的低賃金など、言葉での批判はあれ、結局すべて承認してしまっているのです。」と批判。

支払能力論と生活給要求の対立では、軍配は生活給に上がる。それ故、電産賃金は輝かしい勝利を収めることが出来た。しかし、高度成長以降、「年功」が「能力」に席を譲ったのではなく、生活の「質」をめぐる、個人格差が生じ、支払能力論と「年と功」の賃金によって包摂され、「査定」の拡大と雇用の「多様化」とともに格差賃金が定着していった。そして、労働組合は「御用」化ならぬ、無用化していった。

支払能力論は、最賃底上げに企業は耐えられないという言説にさえ適用されてきたが、「経営上のしんどさを患まれない労働者の労働条件にしろよせよ」が、企業活動とせよものとの条件とされてはならないのです。」と著者は語るが、労働者の犠牲のもとでしか存続できない企業には鉄槌を下すことが必要だし、社会的制裁として最低賃金制が存在していることを忘れてはならない。

この間の熊沢の著作に見られたシニズムが本書ではかなりの程度拭拭されている。コミュニティユニオンに加えて、非正規・底辺労働者(とりわけ青年層)の決起が、「……私たちの手で組合運動をはじめよう――そう気づき始めたかに見えます。それは現時点の日本がもう何年もみることがなかった、若者たち自身による格差社会へのもつとも具体的挑戦なのです。」「底辺性を受容する主体は、社会運動によって可変的です。下からの抗議行動があれば変わってきて、かならず新しい欲望が噴出します。」という希望を熊沢に抱かせたのであろう。